

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市消防団員自動車運転免許取得費補助金
補助事業等の標目	消防団車両に対応する自動車運転免許を受ける消防団員に対し必要な経費を支援することにより、機関員を育成し、もって消防団の運営機能の維持を図るとともに、円滑な消防活動の遂行を目的とする。
補助事業等の対象者	諏訪市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和33年諏訪市条例第11号）第3条の規定により任命された消防団員であって、次に掲げる要件のいずれも満たすもの (1) 受けようとする自動車運転免許（以下「免許」という。）が次のいずれかであること。 ア 運転することのできる自動車の種類がオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構を登載している自動車に限定された者がその限定の解除を受けようとすること。 イ 運転することのできる自動車の種類が車両総重量3.5トン未満に限定された者が準中型免許又は中型免許を受けようとすること。 (2) 所属する分団の分団長から推薦を受けた者であること。 (3) 補助対象となる免許を受けた日から5年以上継続して団員として活動する誓約をした者であること。 (4) 市税の滞納がないこと。
補助対象経費	補助対象経費は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定により指定された指定自動車教習所（以下「教習所」という。）において免許を受けるために要する次に掲げる経費と（検定不合格による追加教習料金及び再検定料を除く。）とする。ただし、中型免許を受けるために要する経費にあつては、当該教習所で実施する準中型免許取得に要する経費を上限として補助対象経費とするものとし、当該教習所で準中型免許の教習を実施していない場合は、諏訪6市町村（諏訪市、岡谷市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村をいう。）において準中型免許の教習を実施している教習所のうち、準中型免許の取得に要する経費が申請時に最も安価な額を上限として補助対象経費とするものとする。 (1) 入学金 (2) 教習料金 (3) 学科教材代 (4) 検定料及び卒業証明書交付手数料
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和5年4月1日
補助事業等の	令和11年3月31日

終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】
情 報 の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	1 補助金の交付を受けようとする者は、諏訪市消防団員自動車運転免許取得費補助金交付申請書（様式第2号-1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 申請時において交付されている免許証の写し (2) 教習所の免許取得に要する経費の見積書の写し（中型免許を取得しようとする場合にあっては、準中型免許の取得に要する経費の額が記載されたもの。） (3) その他市長が必要と認める書類 2 補助金の交付決定を受けた者は、免許の交付後速やかに、規則に定める実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) 免許を受けた日以降に交付された免許証の写し (2) 教習所が発行した領収書の写し (3) その他市長が必要と認める書類 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 消防課 消防係

令和 5年 3月15日 制定 （令和 5年 4月 1日 施行）
 令和 7年 3月18日 一部改正 （令和 7年 4月 1日 施行）
 令和 8年 3月31日 一部改正 （令和 8年 4月 1日 施行）